

富士宮市におけるリサイクル運動推進に関する協定書

富士宮市（以下「甲」という。）とふじのみや地球温暖化対策地域協議会（以下「乙」という。）及び株式会社エコネコル（以下「丙」という。）は、富士宮市におけるリサイクル運動推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地球温暖化防止のため、低炭素社会、循環型社会の実現に向けた環境配慮行動を推進し、環境基本条例の理念に基づき、未来の世代に豊かな環境を引き継ぐために協定を締結し、甲、乙及び丙が協働で取り組むために必要な事項を定めるものとする。

（取組内容）

第2条 甲、乙及び丙の取組内容は、以下のとおりとする。

- (1) 甲は、地球温暖化防止に貢献するリサイクル運動の取組を、広報するなど支援を行うものとする。
- (2) 乙は、使用済み資源の回収（リサイクル資源の回収）によるごみの削減を市民や事業者に呼びかけ、リサイクル運動を積極的に推進する。また、丙からの協賛金を地球温暖化防止のための活動等に活用する。
- (3) 丙は、自社の事業活動を通して、使用済み資源を回収しリサイクルすることで、地球温暖化防止に貢献する。また、乙が推進するリサイクル運動に係る事業に協賛するものとし、その内容をホームページ等で公表する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、署名（記名）の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年12月11日

(甲) 静岡県富士宮市弓沢町150番地

富士宮市長、

須藤秀忠

(乙) 静岡県富士宮市弓沢町150番地

ふじのみや地球温暖化対策地域協議会 会長

望月利浩

(丙) 静岡県富士宮市山宮3507番地の19

株式会社エコネコル 代表取締役

佐野文勝